

問2. 就業規則を作成し、労働者に周知していますか？

(労働者が10人以上の場合、お答えください。)

「いいえ」と答えた方

(作成・周知をされていない方)

常時10人以上の労働者を使用する事業主は、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署に届出をし、また労働者へ周知しなければなりません。

届出や周知をされていない場合は労働基準法89条違反となります。

就業規則を作成されたい方

必要書類は、愛知県医療勤務環境改善支援センターのホームページの「働き方改革」欄、「職場の労務管理に関する実態調査」のページより各種用紙をダウンロードいただけます。👉<https://aichi-medsc.or.jp/>

ご不明な点がございましたら、愛知県医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせください。専門家が貴院に適した就業規則について無料でご相談を承ります。

無料相談受付中

お問い合わせ・ご相談はお気軽にどうぞ

愛知県医療勤務環境改善支援センター

[委託先] 公益社団法人 愛知県医師会

〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目3-26 昭和ビル6階

TEL.052-212-5766

FAX.052-212-5767

受付時間 / 9:00~17:00 (土・日・祝日除く)

Email : info@aichi-medsc.or.jp